

事 務 連 絡
平成20年 9 月 22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産加工食品のメラミンに係る取扱いについて

標記については、平成20年9月20日付け事務連絡により、乳及び乳製品及びこれらを原料とした加工食品の輸入者に対して、原材料の点検及び輸入の都度のメラミンの自主検査を実施するよう指示しているところです。

今般、上記措置に加え、既に輸入されたこれら食品についても、輸入者に対し積極的な自主検査の実施を指導することとしますので、対応されるようお願いいたします。

なお、メラミンの検査実施可能検査機関について別添のとおり取りまとめたので、輸入者等の関係事業者に対し併せて情報提供をお願いします。

(別添)

○食品中のメラミン検査実施可能検査機関（食品衛生登録検査機関協会調べ）

（平成20年9月22日（月）15:00現在までに確認できたもの）

登録検査機関名	住 所	電 話
(財)日本食品分析センター	東京都渋谷区元代々木町 52-1	03-3469-7131
(財)日本冷凍食品検査協会	東京都港区芝大門 2-4-6	03-3438-1411
(財)食品環境検査協会	東京都中央区京橋 3-7-4	03-3535-4351
(財)新潟県環境衛生中央研究所	新潟県長岡市新産 2-12-7	0258-46-7151
(株)静環検査センター	静岡県藤枝市高柳 2310	054-634-1000
(株)エコプロ・リサーチ	静岡県静岡市清水区洪川 100	054-348-5274
(財)食品分析開発センターSUNATEC	三重県四日市市赤堀 2-3-29	0593-54-1552

※なお、品目・受託量等によっては、直ちには受託できない場合もあり得ること。